

○建築基準法第六条第一項第四号及び第二十二條の規定に基づく区域の指定（抜粋）

昭和二十五年十一月二十三日

佐賀県告示第六百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項第四号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第二十二條第一項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。その関係図面は、佐賀県土木部建築住宅課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。

指定区域		概況	面積 平方キロメートル	区域種 別
市町村	同上内訳			
小城郡 小城町	桜岡地区の全域(旧小城町) 大字松尾(一部) 字松尾(全域)、〃横町(〃)、 〃三間寺(〃)、〃住吉町(〃)、 〃天神(一部) 大字畑田(〃) 字出分(全域)、〃寺浦(〃)、 〃鷺ノ原(〃)、〃西ノ谷(〃)、 〃平原(〃)、〃栄町(〃)、〃 西新町(〃)、〃畑田(〃) 大字岩蔵(一部) 字二瀬川(〃)、〃永泉寺(〃)、 大字晴気(〃) 字君ヶ坂(全域)、〃宿(〃)、 〃一本松(〃)	東は三日月町界及び 祇園川以西、南はJR 唐津線以北、西は町 界、北は九州自動車道 (九州自動車道トンネ ル南側山間部除く)以 南	四・四二	第二十 二条
小城郡 三日月 町	大字久米(一部) 字甘木(全域)、〃久米(〃)、 〃本告(〃)	東は大字久米の大字 界以西、南は字土生を 除く大字久米以北、西 は町村界以東、北は小 城町界以南	一・一	第六 条 第一 項 第四 号 第二 十二 条
小城郡 牛津町	大字牛津町(一部) 字本町(全域)、〃天満町 (〃)、〃新町(〃)、〃友田(一 部) 大字柿樋瀬(〃) 字江津(全域)、〃柿樋瀬(一 部)、〃西江津(全域) 大字勝(一部) 字江津ヶ里(一部)、〃前満江 (〃)	東は高圧線以西、南東 は芦刈町界以北、南は 県道牛津芦刈線の芦 刈町界から北一〇〇 メートルの地点より 長崎本線牛津川鉄橋 に至る線より以北、西 は牛津川以東、北は国 道二〇七号及び牛津 江川に沿う線以南	一・二六	第二十 二条